

# にいがた

## 新潟県立図書館報

### 第29号

平成15年 8月20日

編集 新潟県立図書館報編集委員会

発行 新潟県立図書館

〒950-8602 新潟市女池南3-1-2

TEL 025-284-6001 FAX 025-284-6832

URL <http://www.pref-lib.niigata.niigata.jp>

所蔵絵図紹介 高田城下之図 .....1

グラフで見る県立図書館利用の概況 .....2

レファレンスQ&amp;A 最近の事例から .....4

紙上データベース 映像資料 .....6

インフォメーション .....8



### 高田城下之図

桜の名所として名高い高田城は、徳川家康の6男松平忠輝の居城として慶長19年（1614）に築かれた。近世の城としては珍しく石垣の代わりに土塁を設け、天守閣を持たない平城で、本丸の南西部に代わりとして二重の櫓が建てられた。その後寛文5年（1665）の大地震で倒壊したが、三重櫓として再建された。城下も地震後に再開発され、築城から半世紀を経て現在の町並みの原形となる区画が作られた。

この大地震からの復興を指揮したのが小栗美作である。江戸から河村瑞賢を招くなどして藩の殖産興業に尽力し、財政の再建にも取り組んだ。中でも野尻湖を水源とした関川から取水する中江用水の開発では、4年の歳月をかけて26kmの長大な用水路を

完成させ、藩内の水不足は大幅に改善された。

しかし美作は、藩内におこった御家騒動の張本人として五代將軍綱吉から子どもの掃部かもんべと共に切腹を命ぜられ、一方対立する永見大蔵ながみおおくらと荻田主馬おぎたしゅめは流刑となった。いわゆる越後騒動である。

藩主松平光長は改易となり、高田藩は直轄地とされた。その後も藩主が相次いで替わったが、寛保元年（1741）に姫路から榊原氏が転封し、以後130年6代にわたって明治まで続いた。

図中、城西側の大手橋を渡った左側に美作邸があり、その隣には反対派の荻田主馬の屋敷が見られる。

また三重櫓は平成5年（1993）に復元され、高田城のシンボルとなっている。

文化2年（1805）山口信房写 220×166cm

# グラフで見る県立図書館利用の概要（平成14年度）

平成14年度の図書館利用の概況です。主要な統計については、過去3年間の推移を図表で表しました。

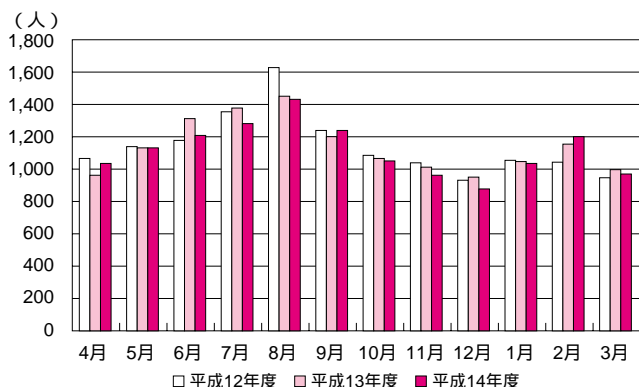
部分的に、若干の減少傾向が見られますが、その中において、機関貸出とインタ-ネット（ホームページ）利用は着実に増えてきています。特に後

者は、年々、飛躍的に利用が伸びていて、資料検索の比重が、利用目的としては高くなっているようです。サービス開始から3年が経ち、図書館サービスの一つとして、すっかり定着したことが伺えます。

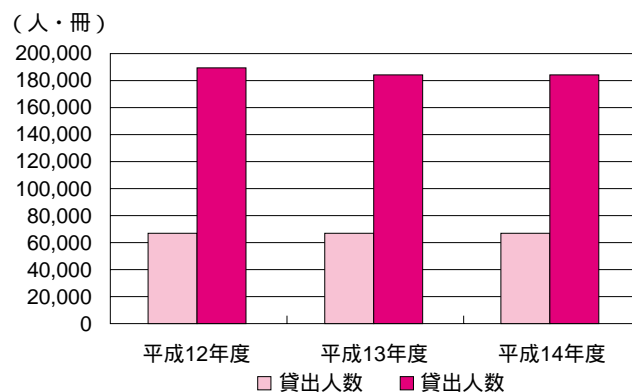
## 1. 利用総数の推移

	単位	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		利用総数	一日平均	利用総数	一日平均	利用総数	一日平均
入館者数	(人)	308,942	1,153	304,723	1,137	299,065	1,120
登録者数	(人)	6,291	23	6,002	22	6,155	23
貸出人数	(人)	67,614	252	65,879	246	65,865	247
貸出冊数	(冊)	189,820	708	184,183	687	183,539	687
予約冊数	(冊)	1,154	4	1,154	4	1,003	4
機関貸出	(冊)	3,954	15	3,975	15	4,071	15
調査相談	(件)	12,429	46	13,713	51	13,656	51
開館日数	(日)	268		268		267	

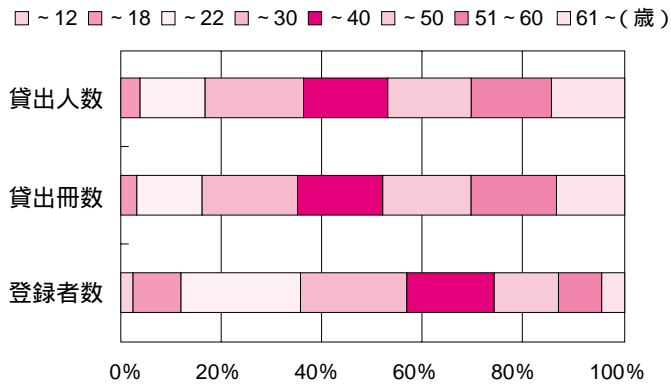
## 2. 月別一日平均入館者数



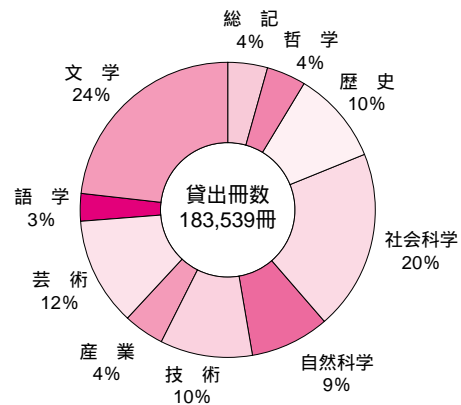
## 3. 貸出人数・冊数の推移



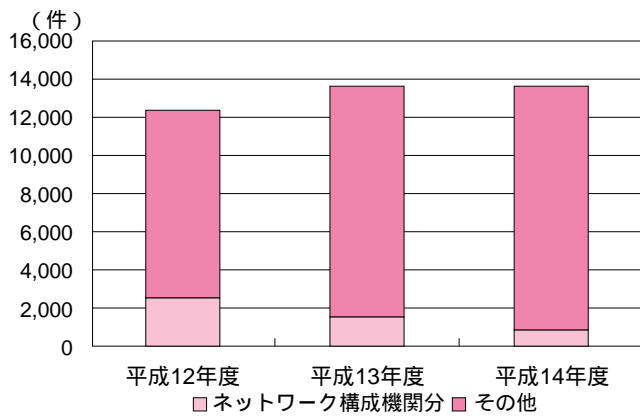
4.年代別利用状況



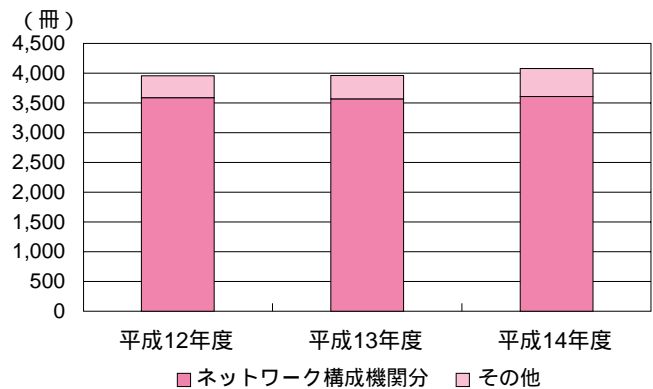
5.分類別貸出状況



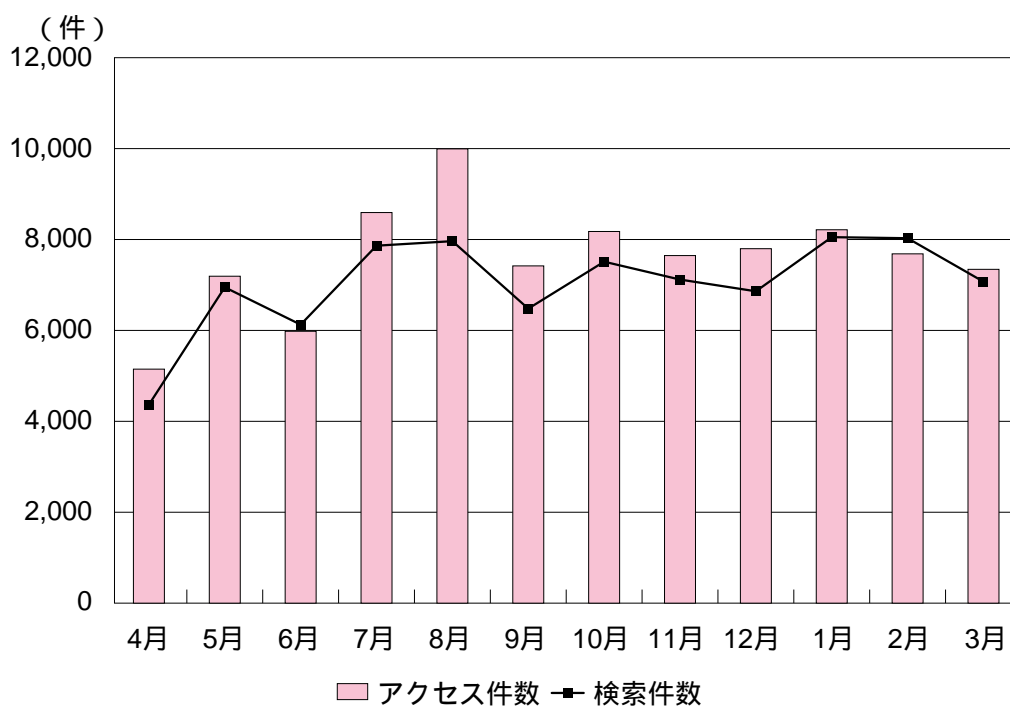
6.調査相談受付件数の推移



7.図書館等への貸出状況の推移



8.インターネット（ホームページ）利用状況



レファレンスQ&amp;A

**最近の事例から**

最近よく耳にする言葉に「FAQ」があります。

今回は、当館の調査相談における「FAQ」の事例をご紹介します。

全国どこの図書館においても、FAQ (Frequently Asked Questions [よくある質問]) と呼ばれるものが存在すると思います。毎日50件以上の調査相談が寄せられる当館でも「そういえば、以前同じことを訊かれた」と心当たりのある依頼がいくつかあります。具体的に挙げますと「越後の七不思議」や「米百俵」、「北越雪譜」に関する依頼などがそれに当たります。今回ご紹介する下記の依頼も、FAQのひとつに数えることができる内容かもしれません。

**Q：テレビなどをみると「上・中・下越」という言い方をしますが、なぜ上越が南で下越が北なのでしょう。逆だったら理由がわからなくはないのですが。**

**A：**メールによる依頼で、依頼者は自動車の運転免許取得のために県外から来たという方でした。なぜかこの依頼に共通するのは、県外の方がテレビの天気予報などで映し出される新潟県の地図を見て、地図の下部が「上越地方」で、地図の上部が「下越地方」であることに疑問を抱くというものです。新潟県に住み慣れた者には日ごろ気にならないことでも、県外から来た方には不思議に感じられるのでしょうか。

というわけで早速資料にあたることにします。

まずは手始めに『新潟県大百科事典』の、巻頭「本県の地理的変貌」および本文の「上越」「中越」「下越」の項を見てみますと、“上方（かみがた）から近い順に、上・中・下越の3地区に分け...”とありましたので、これで早くも解決したと思われました。ところがこの後に、“古くは越後を上越後（かみえちご）・下越後（しもえちご）に分け...”と記述が続いています。つまり現在のような3地区ではなく、上と下の2つの地区であったということです。今度はこの疑問を晴らすべく、郷土史に関する資料を確認していきます。

『新潟県風土記』においては、「新潟県の中心部に立つ峻険な米山を境にして、それより以西を上越後、以北を下越後と呼んだ」といった記述が出てきます。また、雑誌『頸城文化』に掲載された論文にも、米山を境とした区分について、伊勢御師の文書や江戸期の絵図・紀行文などを用いて考察しています。この論文によれば、当時の上越後は中央（上方）と密接な関係にあったと言え、「米山より奥」に位置する下越後は、都や上越後の人々の意識としては、フロ

ンティアととらえていたかもしれないということです。

では、3地区となったのはいつ頃からなのでしょう。残念ながらこれについて触れている資料はあまり無く、前出の『新潟県大百科事典』に、“中越は新しい呼び方”とあるものの、時代に関する記述はありません。同じく前出『新潟県風土記』では、“中越・下越地方に分けられるのは、明治以後の行政区が確立された以後のことで...”とあるのみです。なお『大日本地名辞書』には、“越後は地形三大段と為る、上越後・中越後・下越後はなり、（北越軍記などの軍書に多く上郡・中郡・下郡と云ふ、即是）頸城郡を上越後とす...米山以北を中越後とし、阿賀川の北二郡を下越後とす。”と出ています。

ここでさらに新たな疑問が生じました。現在の行政区では、上・中・下越はどのように分けられるのでしょうか。こちらについても前出の資料をはじめとして、各種資料でさまざまな説や見解が紹介されていますが、境界など明確ではないようです。ちなみにこの話題は『朝日新聞 新潟版』にも掲載されました。紙面を見たところ、米山がそびえる柏崎市を中心に、住民の声も交えた記事となっており、「この区分は法で定めたものではない。その時々都合で分けるから線引きはあいまい」という研究者の意見でまとめています。依頼者には以上のことをお伝えし、ひとまず調査は終了となりました。

当館ではこのようなFAQのほか、過去の調査相談の記録を共有して今後の業務に生かすべく、準備を開始しました。職員の記憶に頼っていた「よくある依頼」も、これで確実に資料を提供できそうです。

**【今回の調査で使った資料】**

『新潟県大百科事典』復刻デスク版

(新潟日報事業社出版部 / 編・発行 1984)

『新潟県風土記 風土と文化』

(新潟県書店組合 / 編・発行 1979)

「“米山より奥”という言葉」

(中野宣任 / 著 『頸城文化』42号所収)

『大日本地名辞書 第5巻 北国・東国』増補版

(吉田東伍 / 著 富山房 1971)

『新潟のはてな 上・中・下越、境目はどこ?』

(『朝日新聞 新潟版』2002年6月22日)

## レファレンスQ&A番外編 調査相談業務の10年①

今回と次回のこのコーナーでは、通常の「レファレンスQ&A」の番外編として、新館開館以降の当館の調査相談業務を、統計を基に振り返ります。

館報第27号（平成14年8月発行）に、当館の新館開館後の利用状況に関する記事を掲載し、そのなかでも調査相談の受付件数が、飛躍的に増えていることをお伝えしました。そこで「レファレンスQ&A」の番外編として、今回と次回の2回にわたり、調査相談業務の変化について探っていききたいと思います。

### 1. 依頼方法別による変化

当館では調査相談の依頼を受けると、司書一人ひとりが、A4サイズの「記録票」に1件ずつ記入する方法を採用しています。記録票には、依頼方法（口頭[来館]・電話・文書・FAX・電子メール）、依頼内容、回答の概略などを記入し、月毎に担当がチェックしていきます。また、それと並行して依頼方法別や内容別、調査にかかった時間別などの統計作業を行っています。そのうち今回は依頼方法別に、年度毎にまとめた数値を以下に表してみました。

全体としては一時期を除き増加していますが、細かく見ていきますと年度により違いがあり、その違いが時代を反映しているとも読み取れます。

新館開館後の数年間、口頭による依頼は全体の半分程度の件数でした。けれどもこの2年間で急激に伸びており、それと呼応するかのよう、電話による依頼が減少しています。

これは、平成12年度から当館のホームページ上

での蔵書の検索が可能となり、電話で所蔵の有無を確認するケースが減ったためと考えられます。

また、平成8年度からFAXによる依頼の受付を、12年度からは電子メールによる受付を始めました。FAXによる依頼は、県内公立図書館や公民館図書室からの所蔵の問い合わせが中心でしたが、こちらも各館のコンピュータ機器や、インターネットの導入が進んだことにより、減少しています。

それではなぜ口頭による依頼が増えたのでしょうか。

カウンターにいと、以前と比較して、必要な資料を迅速に入手したいと、来館後すぐに司書に声をかける方が増えたということを感じます。これは、昨今の社会情勢やインターネットで簡単に調べられるようになった影響で、図書館においても、探している資料を素早く求める傾向が強くなったのではと推測されます。さらに、依頼内容に関しても年を追うにつれ高度化・多様化してきています。なお、依頼内容別による変化については、次回の館報で触れる予定です。

皆さまからの調査依頼に可能な限りお応えするため、今後も資料の充実や図書館の整備などに努めてまいりますので、何かありましたら当館までお気軽にご相談ください。

### 依頼方法別 調査相談件数（平成5～14年度）

	口頭	電話	文書	FAX	電子メール	計(件)	一日平均
平成5年度	3,510	2,239	473			6,222	23.0
平成6年度	3,496	2,174	634			6,304	23.4
平成7年度	3,852	2,498	759			7,109	26.3
平成8年度	5,265	2,709	290	989		9,253	34.7
平成9年度	4,918	2,860	235	1,471		9,484	35.3
平成10年度	6,323	3,133	275	2,056		11,787	43.7
平成11年度	6,444	3,068	572	2,607		12,691	47.0
平成12年度	6,878	2,772	384	2,195	200	12,429	46.4
平成13年度	8,781	2,654	430	1,679	169	13,713	51.2
平成14年度	9,773	2,511	422	778	172	13,656	51.1

紙上データベース

## 映像資料

県立図書館内の映像・音声ブースで視聴できる貴重な映像資料の中に「ニュース映画」があります。所蔵しているものは県内に関係するもので「**県政ニュース**」と「**新潟日報ニュース**」があります。そのうち昭和20年代後半から30年代にかけて作られたものを所蔵しています。ニュース映画はテレビニュースとは違い、映画館で劇映画とともに併映されたり、上映施設のほとんどない農山漁村地域へ巡回上映されたりしたものです。ほとんどが1本数十秒から数分のニュースであり、それらを数本組み合わせ、1回に上映されました。

「県政ニュース」は新潟県文書広報課企画・日本映画新社制作であり、「新潟日報ニュース」は新潟日报社制作です。今回はその中から災害や事故のニュースを中心にいくつかご紹介します。

## 1. 県政ニュース

No.12 「**岩船・佐渡に水害**」1953年  
(当館番号：122)

昭和28年7月20日、県内を襲った集中豪雨により、下越地方および佐渡地方に大きな被害をもたらした。映像は泥海と化した岩船郡の被害の模様と佐渡畑野町の水田の被害の模様を伝えている。

No.29 「**危機寸前の新潟市**」1955年(同：138)

日本海の浸食により、明治22年から渚が356mも後退してしまった様子を伝えている。海岸線は大きく削りとられ、今にも崩れそうな道路の上を人が立っている。市街地まであと20数メートルまで迫るといった危機的状況に、衆参両院の視察が行われ、その同じ日に開かれた白山小学校での決壊防止期成同盟市民大会の様子が映している。

No.31 「**復興急ぐ新潟市**」1955年(同：140)

昭和30年10月1日未明に起きた火災は、台風22号にあおられ市内中心部926戸、8万坪、150億円の被害を出した。すべてが跡形も無くなり、無惨な焼け野原と化した様子と立ちのぼる黒煙を映し出している。県は災害救助法を適用し、応急住宅が次々建設されていく復興の様子も伝えている。その1年後の立ち直った様子は、No.34 「**復興進む新潟市**」1956年(同：142)で伝えている。

## 2. 新潟日報ニュース

No.16 「**相つぐ大火 西浦・柏崎**」1957  
(同：173)

昭和32年4月2日、分水町地蔵堂の中心部から出火した火事は折からの強風に煽られて、270戸を焼失する大火となった。一面の焼け野原となった町の様子や、復興に立ち上がる町の人々の姿を映している。ところが、地蔵堂大火の余燼がまだ燃り止まない4月14日、今度は柏崎市宮川の農家から出火。こちらも強風により火の廻りが早く、114戸が全焼し焼死者1名を出した。被災者のほとんどが目をやられ、治療を受ける姿が映し出されている。

No.19 「**生きぬいた18人(岩船奥三面)**」1957年  
(同：182)

昭和32年6月26日、岩船郡朝日村の県営三面発電工場のトンネル内に土砂崩れが発生し、作業員18名が生き埋めになるという落盤事故が発生した。しかし、幸いにして18人全員が、107時間後に無事救出された。目隠しをして同僚にかつがれ、トンネルから救出される作業員が収容所へ向かう様子と待ちわびた家族の表情が映し出されている。

No.21 「**葡萄部落の大火 岩船朝日村**」1957年  
(同：189)

昭和32年8月22日、折からのフェーン現象による強風の中、岩船郡朝日村葡萄で出火。94世帯中74世帯83棟を焼失する大火となった。映像は、ほとんど焼け跡と化した谷あいの集落の中をかるうじて持ち出した家財を運ぶ人々や逃げ延びた家畜の姿を捉えている。火事の原因は、母親にしかられた七歳児の放火という思いがけないものだった。

No.32 「**水魔穀倉をおそう**」1958年(同：227)

昭和33年7月末、台風11号による集中豪雨は下越地方に大きな被害をもたらした。新潟市でも沼垂日ノ出町、臨海町など土地の低い地域で、床上浸水などの被害が出た。戸板を船のようにあやつる子どもの様子、堤防の決壊箇所土嚢を積む人々の様子が映し出されている。

No.61 「**白魔猛威をふるう**」1961年(同：329)

昭和35年12月26日、山間部を中心に降り始めた大雪は、29日には県下全域を襲い、翌年の正月に

かけて記録的な豪雪をもたらした。この間の積雪量は上越地方で2メートル、新潟市でも1メートルに達するなど、平野部でも大雪となった。映像はその様々な被害の模様を伝えており、特に県都新潟市の豪雪の様子が克明に映し出されている。一晩で降った雪の量としては、新潟气象台始まって以来の大雪に初詣客はまばら、雪の重みに耐えられずゆがむ鉄骨、出港した船は行方不明、足止めをくらった駅の乗客が怒りのあまり駅員に詰め寄る姿などを伝えている。

No.62 「**長岡地震惨事**」1961年（同：330）

昭和36年2月2日未明、長岡市の川西地区を震度6の強い地震が襲った。折から、2メートルを超える深雪の中、無惨に倒壊した民家が廃屋のように映し出される。一家4人の犠牲者を安置した棺の前で呆然と手を合わせる遺族の表情や、家を襲われ、厳寒の中で野宿を強いられる被災者の姿が、この雪中の地震の凄まじさを物語っている。

No.68 「**集中豪雨各地に被害**」1961年  
（同：352）

昭和36年8月5日未明より降り始めた雨は、集中豪雨となり、県内各地に大きな被害をもたらした。映像は、三条市、白根市、出雲崎町の被害の模様を記録している。三条市では五十嵐川の氾濫によって、40戸の家が2階までの冠水被害を受けて、濁流の中を着の身着のまま避難する様子が映し出されている。

No.86 「**38・1の豪雪**」1963年（同：408）

昭和38年1月22日夜から降り始めた雪は、中・下越地方を中心に未曾有の豪雪となった。この戦後最大ともいべき豪雪の生々しい映像である。激しく降る雪はまず、列車ダイヤの混乱を引き起こした。立ち往生や運行打ち切りとなる列車が続出し、雪に埋もれ三日三晩動けなくなる列車も出た。長岡市では雪の捨て場が無くなり、屋根をつぶさないために建物の中に雪を捨てている工場が映し出されている。果ては自衛隊の火炎放射器まで登場するが、見物客が見守る中何の効果も挙げられなかった。自然の驚異をまざまざと見せつけられる映像である。

No.87 「**大地が動く松之山**」1963年（同：411）

昭和37年11月から活動が激化した松之山町の地すべりは、翌年の2月には地すべりとしては初めての災害救助法が適用されるほど、大規模な被害をも

たらした。地すべりのために柱や梁が軋むいわゆる家鳴りに脅かされる住民たちの不安な表情、倒壊した家屋の無惨な光景、体育館の床がめくれる様子などを映し出している。なお、No.95 「**地すべりにおののく松之山**」1963年（同：433）は、この続編ともいべき映像である。

No.103 「**新潟国体**」1964年（同：451）

第19回国民体育大会の開会式前日から閉会式までの映像である。新潟県選手の活躍を中心にあらゆる競技を映している。当初選手の宿泊場所が問題となったが、民家に泊まることで解決。出かけるときは町内を挙げて見送る様子や、何かとナーバスになる選手や役員に対して競技場そばで茶席を設け接待するなど、住民あげての盛り上がりと心配りが感じられる映像である。結果は、新潟県が総合優勝し、天皇・皇后両杯を獲得。これが地方における国体史上初の快挙となり、その後第56回大会（2001年）まで続く「開催地優勝」の始まりとなる。

No.104 「**新潟地震**」1964年（同：452）

昭和39年6月16日午後1時2分、新潟市を中心に下越地方一帯を激震が襲った。死者14名、倒壊家屋2,500戸、浸水家屋16,800戸という大被害となった。道路は至るところで地下水が吹き出し、泥の海と化した。完成したばかりの昭和大橋は橋桁が崩壊し次々落下。建物は横倒しになり、1階部分が土中に完全にめり込む。転がる車、曲がりくねりところどころ陥没している線路などを映している。さらに追い打ちをかけるように地震の後に津波が襲い、その後わずか30分で水の街と化した。家屋も車も流されていく様子が映し出されている。昭和石油の火災も発生し、アメリカ軍の化学消防まで出動するが手の施しようがないほどの猛火と黒煙を上げている。家財を持ち出して逃げまどう人々はどれも精根つきた表情をしている。街での復興作業は、重油の浮いた汚水や足の踏み場の無い瓦礫の山などに苦労する様子を映し出している。国体優勝からわずか6日後のことであり、映像だけでなくBGMにも明暗がはっきり出ている。

「新潟国体」「新潟地震」は他のニュー・スに比べ圧倒的に上映時間が長く、見ごたえがある。『新潟日報二十五年史』によれば“ 迫力ある記録映画として県民に高く評価された ” という。

# インフォメーション

今回は利用者の皆様からよくいただく、利用環境についてのご意見ご要望に対して、紙上でお答えします。皆様の声を反映させてより良い図書館を創っていきたく思いますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

## Q1：閲覧席がいっぱいで、座れません。何とかありませんか。

A1：閲覧室には150席用意してあります。しかし繁忙期になりますと、1日に1,500人以上の方からご来館いただいておりますので、席が不足することもあります。そこで昨年から、わずかずつですがスツールやベンチを購入し、今後も予算の許す限り、購入していく予定であります。

また図書館資料を利用しない座席だけの利用の方に、ポスターを掲示したり、チラシを配布したりして、座席だけの利用をご遠慮いただくよう努めています。ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。

## Q2：なぜ受験勉強をしてはいけないのでしょうか？

A2：図書館本来の目的は、図書館資料を利用させていただくことにあり、座席もそのために用意しています。したがって、受験勉強などの目的で、参考書や教科書類を持ち込んで座席だけを利用することは、ご遠慮いただいております。来館される方々から、「図書館資料を利用したくて来たが、自習する学生が座席を占めており、資料利用者の席がない。」との苦情が多数寄せられていますことをご理解ください。

なお併設の生涯学習推進センターでは、土日と夏休み期間（利用予定のある日を除く）に大研修室を開放していますので、受験勉強などにはそちらをご利用ください。

## Q3：持ち込みのパソコンを使いたいのですが？

A3：パソコン専用席で、ご利用ください。複写受付カウンターで、申込書を書いて頂きましたら、席にご案内します。ただし電源は使用できませんので、パソコン内蔵のバッテリーなどでの利用をお願いします。

## Q4：カバンを持ち込んではいけないのですか？

A4：資料の不正持ち出し予防のため、カバンの持ち込みをご遠慮いただいております。これは図書館利用のマナーとお考えください。当館では不正持ち出し予防の機械も導入していますが、完全ではありません。毎年の蔵書点検で行方不明の資料が多数あるのは、本当に残念です。一部の方の心ない行いですが、県民の財産を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、閲覧室入口で職員がカバンの持ち込みをお断りすることがありますので、ご承知おきください。荷物が大きくてロッカーに入らない場合や、お金の持ち合わせがない場合は、総合案内で荷物をお預かりしますので、職員にお申しつけください。（カバンの大きさはB5サイズのノートが入る程度の大きさを目安にしています）

## Q5：私語や電卓の使用など、うるさくて迷惑な人注意してください。

A5：迷惑な人がいたら、すぐにカウンターの職員にご連絡ください。職員が注意して、その行為をやめていただきます。閲覧室はカウンターからはどうしても死角になる場所があり、職員が気づかないことがあります。お教えいただければ幸いです。

## Q6：児童サービスをしていないのはなぜですか？

A6：現在の県立図書館は市町村との役割分担を明確にし、連携の強化を行うことによって図書館機能を発揮するという方針の基に、計画設置されました。

このことから、児童サービスなどの身近で日常的なサービスは市町村立図書館に委ねることとし、県立図書館については市町村立図書館で収集困難な、より専門的図書の収集を担っております。

このような機能想定下で県立図書館は運営されておりますので、現状で児童サービスを行うことは施設、設備、スペース、人員の面で困難な状況です。